

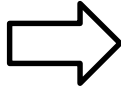
水道だより

発行 富津市水道部 千葉県富津市亀田218番地 0439(66)1112

平成31年2月1日

平成31年4月1日から水道事業が変わります。

木更津市水道部 君津市水道部
 富津市水道部 袖ヶ浦市水道局
 君津広域水道企業団



4市水道事業と君津広域水道企業団(水道用水供給事業)がひとつになり、

かずさ水道広域連合企業団

となります。

現在の富津市水道部の業務は、平成31年3月31日をもって廃止となります。(併せて佐貫連絡所も廃止となります。)

新事務所



統合に伴い、現在の木更津市水運用総合センターへ業務を集約します。

新事務所 木更津市潮見2丁目8番地

(木更津警察署向かい)

問合せ先	内容
新事務所(かずさ水道広域連合企業団) 電話番号は現在取得中の為、広報ふつつ4月号でお知らせします。	<ul style="list-style-type: none"> ・工事のお申し込みや相談 ・給水台帳や図面の閲覧、提供 ・水質及び漏水に関するお問い合わせ ・給水装置の所有者変更 (営業所でも預かり可能)

かずさ水道広域連合企業団 富津営業所

問合せ先	内容
富津営業所(4月以降に料金徴収を行う受託業者) 富津市亀田218 ☎0439-66-1111 受託業者名は4月以降の検針票に記載します。	<ul style="list-style-type: none"> ・使用開始、中止のお申し込み ・使用者変更のお申し込み ・支払方法のお問い合わせなど

水道料金等のお支払いについて

〈納入通知書でお支払いのおお客様〉

納入通知書は、かずさ水道広域連合企業団から送付されます。これまでどおり金融機関(一部追加予定)またはコンビニエンスストアでお支払いいただけます。

※平成31年4月1日から市窓口(本庁・行政センター・出張所)、三菱UFJ銀行の窓口でのお支払いはできなくなりますので、その他の収納取扱い窓口へお願いします。

〈口座振替でお支払いのおお客様〉

現在、口座振替でお支払いいただいている方は、再度手続きする必要はありません。

Q & A

Q. 水道料金は変わるのですか。

A. 富津市は平成31年2月1日に改定をしたので、統合時の変更はありません。

Q. 納付書の再発行はどこに依頼すればよいですか。

A. 営業所へご連絡ください。

Q. 納付相談はどこに連絡したらよいですか。

A. 営業所へご連絡ください。

Q. 所有者変更・使用者変更の届出はどこでできますか。

A. 所有者変更は新事務所・営業所でお預かりできます。使用者変更は営業所へご連絡ください。

◆市民の皆様は安全で良質な水道水を安定的に使用して頂けるように引き続き努力してまいります。

平成31年2月1日から水道料金が変わりました。

水道料金早見表

水道料金＝基本料金＋水量料金

(算出した額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)

一般家庭において多く使われている
口径13mm・20mmの2か月分(税込)
の早見表です。



口径13mm				口径20mm			
使用水量	旧料金	→	新料金	使用水量	旧料金	→	新料金
(m ³)	(円)		(円)	(m ³)	(円)		(円)
基本料金	3,888	→	2,700	基本料金	4,968	→	3,888
0	3,888	→	2,700	0	4,968	→	3,888
2	3,888	→	2,872	2	4,968	→	4,060
4	3,888	→	3,045	4	4,968	→	4,233
6	3,888	→	3,218	6	4,968	→	4,406
8	3,888	→	3,391	8	4,968	→	4,579
10	3,888	→	3,564	10	4,968	→	4,752
12	3,888	→	3,736	12	4,968	→	4,924
14	3,888	→	3,909	14	4,968	→	5,097
16	3,888	→	4,082	16	4,968	→	5,270
18	3,888	→	4,255	18	4,968	→	5,443
20	3,888	→	4,428	20	4,968	→	5,616
22	4,341	→	4,946	22	5,421	→	6,134
24	4,795	→	5,464	24	5,875	→	6,652
26	5,248	→	5,983	26	6,328	→	7,171
28	5,702	→	6,501	28	6,782	→	7,689
30	6,156	→	7,020	30	7,236	→	8,208
32	6,609	→	7,538	32	7,689	→	8,726
34	7,063	→	8,056	34	8,143	→	9,244
36	7,516	→	8,575	36	8,596	→	9,763
38	7,970	→	9,093	38	9,050	→	10,281
				40	9,504	→	10,800
				42	9,957	→	11,318
				44	10,411	→	11,836
				46	10,864	→	12,355
				48	11,318	→	12,873
				50	11,772	→	13,392
				52	12,225	→	13,910
				54	12,679	→	14,428
				56	13,132	→	14,947
				58	13,586	→	15,465
				60	14,040	→	15,984
				62	14,688	→	16,718
				64	15,336	→	17,452
				66	15,984	→	18,187
				68	16,632	→	18,921
				70	17,280	→	19,656
				72	17,928	→	20,390
				74	18,576	→	21,124
				76	19,224	→	21,859
				78	19,872	→	22,593
				80	20,520	→	23,328
				90	23,760	→	27,000
				100	27,000	→	30,672

計算例

2月1日(料金改定日)以降に使用した料金計算方法

2月定例 4月定例
検針日 検針日

新料金

口径20ミリ(2か月間で50m³使用した場合)

基本料金	口径20mm	=	3,888円
※口径13mmの場合は基本料金のみが変わります。			
水量区分	使用水量	×	新水量単価
1~20m ³	20m ³	×	86.4円
21~60m ³	30m ³	×	259.2円
61~120m ³	0m ³	×	367.2円
121~220m ³	0m ³	×	432円
221~320m ³	0m ³	×	486円
321m ³ ~	0m ³	×	529.2円
水量料金合計		=	9,504円
水道料金(請求金額)		=	13,392円

口径30ミリ(2か月間で120m³使用した場合)

基本料金	口径30mm	=	9,504円
※口径25mm以上の場合は基本料金のみが変わります。			
水量区分	使用水量	×	新水量単価
1~40m ³	40m ³	×	259.2円
41~100m ³	60m ³	×	367.2円
101~200m ³	20m ³	×	432円
201~300m ³	0m ³	×	486円
301m ³ ~	0m ³	×	529.2円
水量料金合計		=	41,040円
水道料金(請求金額)		=	50,544円

2月1日以前から継続して使用した料金計算方法

1月定例 改定日 3月定例
検針日 2月1日 検針日

旧料金

新料金

口径20ミリ(2か月間で50m³使用した場合)

基本料金	= (旧基本料金 + 新基本料金) ÷ 2
	= (4,968円 + 3,888円) ÷ 2
	= 4,428円
水量料金	= (使用水量の2分の1 × 旧料金単価) + (残りの使用水量 × 新料金単価)
	= 3,402円 + 4,752円
	= 8,154円
水道料金	= 12,582円

基本料金(税込)

口径	料金	口径	料金
13mm	2,700円	40mm	19,008円
20mm	3,888円	50mm	28,296円
25mm	6,372円	75mm	69,336円
30mm	9,504円	100mm	119,880円

3月末までの連絡先

統合広域化について 業務課管理係【66-1112】
 水道料金について 業務課営業係【66-2211】
 漏水・水質について 工務課施設係【66-2244】